



校報松風

学校給食週間～給食ができるまでの作業の様子を紹介～

昭和19年（1944年）には、戦争で食べ物が少なくなり学校給食が中止されました。そして戦争が終わり、外国から送られてきたミルクや缶詰を使って、再び給食が始められました。これは、昭和21年12月24日のことでした。これを記念して、冬休み明けの1月24日を「学校給食記念日」とし、1月24日～30日までの1週間を「全国学校給食週間」としました。今年度本校では、1月23日（月）～27日（金）を「学校給食週間」とし、地場産の食材をふんだんに取り入れたメニューとしました（詳細は「きゅうしょくだより1月号」をご覧ください）。

新山小学校の給食は、「由利本荘市北部学校給食センター（由利本荘市岩谷町字日渡85）」でつくられています。対象となっている学校は、新山小・鶴舞小・岩城小・岩谷小・大内小・本荘北中・岩城中・大内中、尾崎小（米飯のみ）です。給食センターの20人の調理員さんが、2,420食のおいしい給食を毎日つくってくれています。以下に、1月23日（月）の給食ができるまでの作業内容を簡単に紹介します。この日のメニューは、「ご飯・本荘ハムフライ・たらこの炒り煮・山にんじん入りけんちん汁・牛乳」でした。※山にんじん…「しゃく」というセリ科の山菜。

- 検収…業者から配達された食材の品質、鮮度、数量、品温等を確認【写真①】
 - 下処理…野菜類等の洗浄。流水で3つのシンクに移動させながら洗浄【写真②】
たらこの下処理【写真③】
 - 調理…【写真④～⑥】、規定の温度（85℃以上で90秒）に達しているか確認【写真⑦】
 - 配食…できあがった給食を、各校の学級ごとに計量し、食缶へ配食【写真⑧⑨】
 - 積み込み…事前に食器を入れておいたコンテナに食缶を積み込み、各校へ配送【写真⑩⑪】
- ※ 安全面・衛生面に配慮するため、作業ごとに色の異なるエプロンを着用しています。本校ホームページ「学校からのお知らせ/校報松風第36号」のカラー写真でご確認ください。



【①にんじんの重さと温度測定】



【②野菜を3回洗浄】



【③たらこの下処理】



【④炒り煮がよく混ざるように2人で炒める】



【⑤ハムフライを揚げる】



【⑥けんちん汁をかき混ぜる】



【⑦けんちん汁の温度測定】



【⑧炒り煮を食缶へ配食】



【⑨炊きあがったご飯を食缶へ配食】



【⑩食缶をコンテナへ】



【⑪コンテナをトラックへ】



【1月23日（月）の給食】

重労働でありながらも細心の注意を払い安全でおいしい給食をつくってくれる調理員の皆さんはもちろん、献立を考えてくれる栄養教諭、学校まで届けてくれる配送員、学校で受け取り配膳する配膳員、牛乳を受け取り管理する校務員、食材の発注や会計を担当する方など、給食に携わるすべてのの方々に感謝して、毎日の給食をいただきたいと思います。

市学校生活アンケートの結果について

11月に行った市学校生活アンケート（いじめに関する調査）では、667人（97.4%）の方々からご回答いただきました。誠にありがとうございました。

質問1「あなたは、今年度7月に実施した第1回のアンケートの後に、誰かにいじめられたり、いやなことをされたりしたことがありますか。」では、58人（8.7%）が「はい」と答えていました。質問2「質問1で『はい』と答えた人に聞きます。そのいじめは今も続いていますか」では16人（27.6%）が「はい」と答え、その16人には聞き取りをしました。事実関係を確認後、いじめた子どもに指導をして謝罪の場を設け、いじめられた子どもの保護者にも指導した内容を伝えました。いじめの内容によっては、いじめた子どもの保護者にもこれまでの経緯や指導内容を伝えたり、解決方法を一緒に考えたりしてきました。また、自由記述欄に「学校の『いじめ防止基本方針』を見たことがない」というご意見がありました。本校では、PTA 総会資料（4月）、学校だより第6号（5月20日発行）、学校ホームページの「教育方針」に掲載していますが、以下に再度掲載しますのでご確認ください。今後もいじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けて取り組んでまいりますので、お気付きの点がありましたら、学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭等にお知らせくださいますようお願いいたします。

新山小学校いじめ防止基本方針

【令和4年4月1日改訂】

〔いじめに対する基本的な考え〕

『いじめ』は、被害者はもちろん、加害者にとっても辛く悲惨なものであること」を全職員共通認識し、「いじめは決して許されないこと」といった基本姿勢を全校児童と保護者に伝えていく。そのため、全職員が「いじめ防止対策推進法第2条」をはじめ、文部科学省、秋田県、由利本荘市の基本方針を理解するとともに、その未然防止に関わる研修会等を通じて、全校児童が安心して学校生活を送ることができる取り組みや活動について共通理解し共通実践につなげていく。

〔いじめ防止対策委員〕

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育主任、道徳主任、特別活動主任、養護教諭、（必要に応じて）スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

〔いじめの防止〕

- ① いじめについての具体的な行為（仲間はずれ、無視、暴力、恐喝、悪口など）について児童や保護者に示し、それは卑怯な行為であり、また、人間として恥ずかしい行為であることも明確に伝えていく。
- ② 全職員で「いじめ防止プログラム」の内容を共通理解し、その活動を各教科等において年間を通して計画的に系統的に取り入れる。
- ③ 「いじめ防止プログラム」の活用にあたっては、各学年部や縦割り活動グループの担当者間や道徳主任、特活主任との連携を密にしていく。
- ④ 情報モラル教育の推進に努め、情報ツールの適切な活用について指導していく。
- ⑤ 各教科等の指導内容を人権教育の視点から見直して指導に当たり、自他の大切さを認め、互いを尊重し協働することができる子どもの育成に努める。
- ⑥ 日々の学校生活全般において、全職員が生徒指導の三機能（自己存在感の認識・共感的人間関係の構築・自己決定の場の設定）を生かした指導を継続し、併せて授業改善に積極的に取り組む。
- ⑦ 全職員で、児童と触れ合う場を意図的に設定する。

〔早期発見〕

- ① 学級担任と学年部職員、T T担当、養護教諭、支援員等で、一人一人の児童について観察しながら情報交換を行っていく。
- ② 児童との触れ合いの中で、一人一人の表情やつぶやき、また遊びのグループの様子等を注意深く観察していく。
- ③ 年4回の校内いじめアンケートを実施し、いじめの有無やその内容などの実態及び学級に対する満足度等について把握する。

〔いじめに対する措置〕

- ① いじめの情報や気付きがあった場合は、すぐに学級担任や学年部の生徒指導担当者が中心となり、情報を集める。いじめの被害児童や加害児童、見聞きした児童、関係職員等から詳細な情報を聴き取り事実確認をする。
- ② 関係職員（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、関係機関等）で組織をつくり、情報を共有するとともに、役割分担をしながら指導・支援方法を検討・確認する。必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、共通理解を図ったり対応策を検討したりする。
- ③ 被害児童に対し、「全力で守る」ことを伝え、寄り添いながら励ます。具体的な支援案を提示し選択させる。
- ④ 加害児童に対して事実関係を確認しながら全体状況を明らかにする。そして「いじめの行為は絶対に認められない」という毅然とした態度をとりながらも、加害児童の内面も受け止めていく。さらに、被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるようにさせる。
- ⑤ いじめの事実を両保護者に伝え、今後の指導・支援について確認する。特に被害児童の保護者には、ニーズを聴きながら話し合う。また、指導の経過を随時報告しながら、家庭の協力を仰ぐ。

〔保護者や地域との連携〕

- ① 連絡帳等を通じて日常的に保護者から児童の様子について情報を得る。
- ② P T A校外指導部会で、地域における児童の様子や課題を話し合う。
- ③ 登下校巡視ボランティアの方や民生児童委員の方との情報交換会を定期的に開催し、学校運営協議会でその情報を共有していく。

〔関係諸機関との連携〕

- ① 警察や児童相談所と連携を図るため、生徒指導研究推進会議での情報交換の内容を全職員で共有する。
- ② 必要に応じて、S CやS S Wや医療機関、福祉機関等との連携を図る。